

令和7年度水稻高温対策等支援事業の三次募集について

(農業経営基盤強化(高温対策等)事業)

※三次募集は、一次・二次募集に申請していない方が対象です

近年、高温の影響による農産物の収量減少や品質低下等が発生する中、今後の猛暑に備え、農業経営の基盤強化に資する機器の導入等を支援します。

1 事業内容

■対象品目

水稻

■補助対象及び補助率等

補助対象	補助率等	補助額
○ 遠赤外線乾燥機 ○ 色彩選別機 ○ 農業用ドローン (農薬散布用、肥料散布用) ○ ブロードキャスター (堆肥、肥料、土壌改良材散布用)	事業費(税抜)×1/2以内 【事業費25万円(税抜)以上対象】	補助対象事業者当たり 【上限250万円】

■事業実施主体

(1) 農業経営体(※1)：認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人

(2) 3戸以上の販売農家(※2)で構成する団体(※1、※3)

※1：水稻において、10ha以上又は集落の80%以上の面積を耕作若しくはその受託を行う場合に限る。

※2 経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家

※3 水稻の生産、販売、受託、共同機械利用のいずれかを目的とする団体



■補助要件

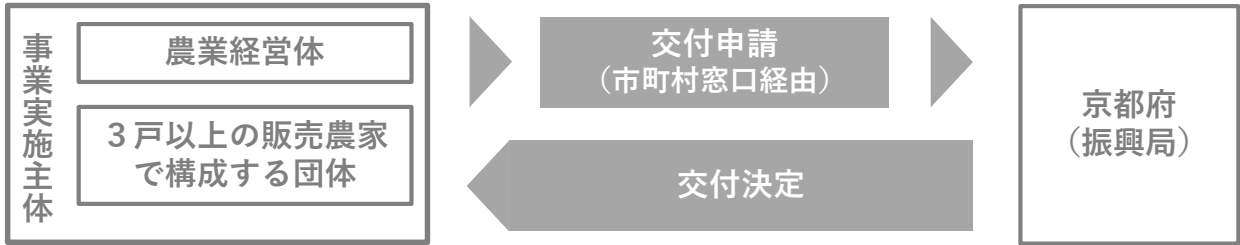
- (1) セーフティネット制度への加入
対象品目を対象とした①～③のいずれかについて加入済み又は①への加入を検討すること
 - ① 農業保険制度（収入保険、水稻共済）
 - ② 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）
 - ③ 民間事業者が提供する保険
- (2) 他の京都府が実施する事業と重複申請とならないこと
- (3) 令和8年2月末日までに完了する取組であること

■留意事項

- ・ 多数により予算の上限を上回る場合は、補助率を下げたて交付します。
- ・ 三次募集では、一次・二次募集で申請した事業には申請できません。（一次または二次募集で水稻高温対策支援事業のみに申請した方は、三次募集で園芸高温対策支援事業には申請可能です。）

2 申請～交付決定の流れ

- ① 補助対象事業者において申請書を作成
- ② 主たる事業実施区域が所在する市町村窓口へ提出
- ③ 市町村で申請をとりまとめ、各広域振興局又は農産課へ申請
- ④ 申請内容を審査後、京都府から交付決定（**事業着手（発注）は交付決定日以降**）



3 申請締切

令和7年10月20日（月）から令和7年10月31日（金）までに市町村窓口へ申請

問い合わせ先	綾部市農政課農業振興担当	: 0773-42-4267
	京都府農林水産部農産課	: 075-414-4953
	山城広域振興局農林商工部	: 0774-21-2392
	南丹広域振興局農林商工部	: 0771-22-0371
	中丹広域振興局農林商工部	: 0773-62-2743
	丹後広域振興局農林商工部	: 0772-62-4305